(別記様式第1号)

計画作成年度	令和3年度
計画主体	亘 理 町

亘理町鳥獸被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 亘理町農林水産課所 在 地 亘理郡亘理町字悠里1番地電 話番号 0223-34-0503 FAX番号 0223-34-0530 メールアドレス nousuil@town.watari.miyagi.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

	イノシシ・カルガモ・カラス (ハシブトガラス、ハシボソガ ラス) ・キジバト・ドバト、ハクビシン、タヌキ
計画期間	令和4年度~令和6年度
対象地域	亘理町全域 (一部地域を除く)

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1)被害の現状(令和2年度)

鳥獣の種類	被害の現状	被害の現状	
局部の種類	品目	被害数值	
2.32/2/	水稲、大豆、野菜(バレイショ、ス	被害面積	338 a
イノシシ	イートコーン)等、果樹(りんご)	被害額	4,060 千円
鳥類(カルガモ・カ	水稲、大豆、野菜 (スイートコーン)	被害面積	437 a
ラス・キジバト・ド		被害額	4,290 千円
バト)			
小型獣類(ハクビシ	野菜(いちご)等	被害面積	1.5 a
ン・タヌキ)		被害額	650 千円

(2)被害の傾向

【イノシシ】

町内西部の山間地においてイノシシの農作物被害が増加しており、特に侵入防止 柵未整備地域では農作物被害が多数発生している。

被害の発生時期は通年であるが、特に春から夏にかけては、バレイショやスイートコーン等の食害、夏から秋にかけては、水稲の倒伏や大豆の食害が発生している。 さらに、農作物被害のみならず、水路や道路法面、民家敷地内の掘り起こしも多 数発生しており、生活被害も拡大している。

【カルガモ・カラス・キジバト・ドバト】

町内全域に多数点在しており、水稲播種時期及び収穫時期前に町内広域にわたり 食害が発生している。

【ハクビシン・タヌキ】

町内全域で出没が確認されており、野菜等の食害が発生している。

(3)被害の軽減目標

指標	現状値(令和2年度)	目標値(令和6年度)
イノシシ	被害面積 338 a	被害面積 304 a
7722	被害額 4,060千円	被 害 額 3,654 千円
鳥類(カルガモ・カ	被害面積 437 a	被害面積 393 a
ラス・キジバト・ド	被 害 額 4,290千円	被 害 額 3,861 千円
バト)		
小型獣類(ハクビシ	被害面積 1.5 a	被害面積 1.35 a
ン・タヌキ)	被 害 額 650 千円	被 害 額 585 千円

※目標値は現状値の1割減に設定。

(4) 従来	講じてきた被害防止対策	
	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等	・イノシシについては、捕獲用罠	・狩猟免許取得者が高齢であること
に関す	(箱罠・くくり罠)を導入し、宮	や担い手不足であること。
る取組	城県猟友会亘理支部 (捕獲隊) と	・処理については、岩沼東部環境セン
	亘理町鳥獣被害対策実施隊が連	ターが町外(岩沼市)にあるため、
	携し、年間を通した捕獲体制を整	運搬の負担が増加している。
	備している。	
	捕獲個体の処理については、	
	亘理名取共立衛生処理組合に協	
	力を頂き、岩沼東部環境センタ	
	ーで焼却処分を行っている。	
	・鳥類については、水稲播種時期及	
	び収穫時期前に年2回予察によ	
	る駆除を町内全域で行っている。	
防 護 柵	・農地への侵入防止対策として国	・侵入防止柵を設置した地域では被
の設置	の補助金を活用した地域ぐるみ	害が減少しているが、近隣地域へイ
等に関	の大規模な侵入防止柵の設置の	ノシシの活動範囲が広がることで
する取	他、町単独事業でも、電気柵やワ	被害拡大している傾向である。
組	イヤーメッシュ柵を設置する際	また、侵入防止柵の設置だけが進
	に補助金を交付し、対策を支援し	み、設置後の管理が不十分であるこ
	ている。	とや放任果樹の撤去や廃棄農産物
		の管理が不十分であるため、侵入防
		止柵の効果が十分に発揮されてい
		ない事例も確認されている。このこ
		とから、侵入防止柵設置後の適切な
		管理や自己防除の意識づけも併せ
		て推進していかなければならない。

(5) 今後の取組方針

取 組 方 針

・イノシシについては、亘理町総合農政企画推進協議会と宮城県猟友会亘理支部(捕 獲隊)、亘理町鳥獣被害対策実施隊が連携して広域的な有害捕獲を実施していく。

また、地元農家へ正しい鳥獣被害防止対策を認識させ、実施隊参加を促し、罠用無線などのICT機器を活用し、隊員1人当たりの負担を軽減していく他、自己防除の意識づけを推進し、地域ぐるみでの被害防止体制を構築する。

侵入防止柵の設置については、地域からの要望があり次第、補助事業を活用しながら地域ぐるみの対策を計画していく他、町単独の補助事業も継続し、被害軽減を図っていく。

- ・鳥類(カルガモ・カラス・キジバト・ドバト)については、亘理町総合農政企画推 進協議会を通じて宮城県猟友会亘理支部へ依頼し、広域的に予察駆除を実施する。 また、技術研修会の開催を支援し、従事者の技術向上も図っていく。
- ・ハクビシン・タヌキについては、農家個人により捕獲・処理するものとし、捕獲用 罠の貸出しを行い、被害軽減を図っていくとともに、住民からの目撃情報等の協力 を得て、ハクビシン等の生息域の把握に努める。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

捕 獲 体 制

- ・イノシシについては、亘理町総合農政企画推進協議会と宮城県猟友会亘理支部(捕獲隊)、亘理町鳥獣被害対策実施隊が連携し、被害調査・見回り・捕獲・駆除・処理を行う。
- ・鳥類(カルガモ・カラス・キジバト・ドバト)については、宮城県猟友会亘理支部 に所属するものの中から捕獲員を指名し、亘理町総合農政企画推進協議会を通じて、 支部に業務を依頼する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	取組内容
令和 4 年度 ~ 令和 6 年度	【イノシシ】 ・罠の適正管理と維持。 ・県等が主催する研修会への積極的な参加。 ・積極的な情報収集。 【鳥類(カルガモ・カラス・キジバト・ドバト)】 ・技術講習会の開催を支援し、捕獲従事者の技術の向上を図る。 ・宮城県猟友会と連携し、新規狩猟免許取得者を増やすことで担い手の確保に務める。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

- ・イノシシの近年の捕獲実績として、令和元年度は118頭、令和2年度は159頭を捕獲し、年々増加傾向にある。捕獲計画数の設定にあたっては、捕獲隊員数も考慮しつつ、捕獲活動を強化した計画数を設定する。
- ・その他の鳥獣類は、近年の捕獲実績や農家からの目撃情報、被害情報を考慮し、適切な捕獲計画数を設定する。

小 在 白 ※N	捕獲計画数等			
対象鳥獣	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
イノシシ	200頭	200頭	200頭	
カルガモ	238羽	238羽	238羽	
カラス	图6008	图8908	图608	
キジバト	102羽	102羽	102羽	
ドバト	102羽	102羽	102羽	
ハクビシン	30匹	30匹	30匹	
タヌキ	10匹	10匹	10匹	

対象鳥獣

捕獲等の取組内容

・イノシシについては、被害情報を分析し、地元合意の基で箱罠を使用した広域的な 捕獲活動を基本とするが、特に重点的・緊急的な捕獲が必要な場合には、くくり罠 を活用した集中的な捕獲も実施する。

有害捕獲の期間は宮城県が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間とも連携 し通年とするが、狩猟期間も捕獲を奨励し、狩猟圧を高めていく。

- ・鳥類(カルガモ・カラス・キジバト・ドバト)については、春駆除(5~6月)と秋 駆除(9月)の2回に分けて実施する。駆除対象が町全体(一部地域を除く)である ため、周辺住民へも配慮し、町広報誌等を活用した実施の呼びかけを徹底する。
- ・ハクビシン・タヌキについては、農家個人により捕獲・処理するものとし、捕獲用 罠の貸出しを行う。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

なし

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣	
	なし(権限移譲済み)	

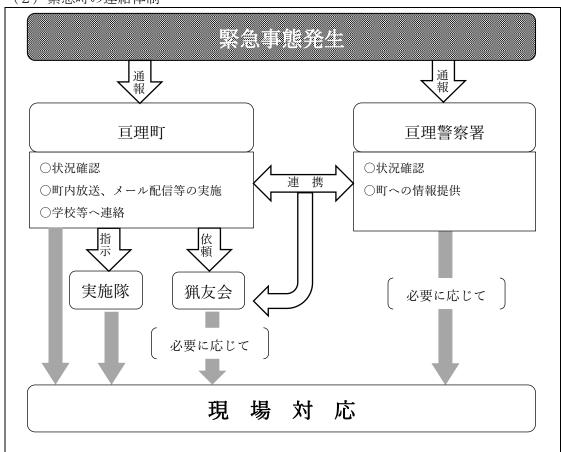
- 4. 防護柵の設置等に関する事項
- (1)侵入防止柵の整備計画

社 名 白 KL		整備内容	
対象鳥獣	令和4年度	令和5年度	令和6年度
イノシシ	侵入防止柵の設置補助 (町単)	侵入防止柵の設置補助(町単)	侵入防止柵の設置補助(町単)

- 5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項
 - (1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割		
	平常時	鳥獣の出没に関する情報収集・情報提供。	
亘理町	緊急時	状況を判断し、各関係機関への連絡調整・現場対応。	
		必要に応じて町内放送・メール配信等の実施。	
宮城県	平常時	鳥獣の出没に関する情報収集及び情報提供。	
当	緊急時	状況に応じて町への助言・指導。	
宮城県亘理警察署	平常時	鳥獣の出没に関する情報収集・情報提供。	
呂城界旦垤書祭者	緊急時	必要に応じて現場対応・関係機関への指示。	
宮城県猟友会亘理支	平常時 鳥獣の出没に関する情報収集・情報提供。		
部	緊急時	必要に応じて現場対応及び鳥獣の捕獲。	
亘理町鳥獣被害対策	平常時 鳥獣の出没に関する情報収集・情報提供。		
実施隊	緊急時	必要に応じて現場対応及び鳥獣の捕獲。	

(2) 緊急時の連絡体制



6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲現場での埋設、または焼却施設にて適正処分する。

7. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1)協議会に関する事項

協議会の名称	亘理町総合農政企画推進協議会
構成機関の名称	役割
百理町	事務局として会議等を開催し、構成員の情報共有・連携を図る
旦垤叫	とともに、各事業を中心となって実施する。
亘理町農業委員会	管理不適切地に関する情報提供、農業委員を通じて農作物被害
旦垤吲辰未安貝云	の把握・指導を実施する。
宮城県仙台地方振興	農業振興の観点から病害虫防除及び有害鳥獣対策について、複
事務所	合的な視点での情報提供・指導を実施する。
宮城県亘理農業改良普及センター	鳥獣被害対策について、技術的な指導を実施する。
みやぎ亘理農業協同組合	組合員からの被害状況の情報収集の他、対策の指導等を行う。
宮城県農業共済組合	組合員からの情報収集の他、関係機関への被害情報提供を行
亘理名取支所	う。

豆细工业办点区	組合員に対し、水環境を中心とした鳥獣類の生息状況等の助
亘理土地改良区	言、各種情報の提供及び指導、農作物被害状況を収集する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
宮城県猟友会亘理支部	対象鳥獣の捕獲及び鳥獣類の生息状況についての助言・指導。
東北農政局	鳥獣被害対策に係る助言・指導及び、制度等の情報提供。
宮城県亘理警察署	銃砲刀剣類所持等取締法に基づく安全管理指導、助言。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

亘理町鳥獣被害対策実施隊 24名(令和3年4月1日時点)

【隊構成】

隊長:1名副隊長:2名隊員:21名

分 隊:逢隈分隊11名、亘理分隊13名

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

町広報での呼びかけや、説明会等の開催により地元主体での鳥獣被害対策を推進していく。

8. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

特になし。